(十三)			
かごの折りたたみ機構	作動の状況（手動でかごを開閉するものに限る。）	作動の状況を確認する。	かごが昇降中に、かごの折りたたみ機構が開いてもかごが停止しないこと又はかごの折りたたみ機構を折りたたんでもかごが停止しないこと。
	作動の状況（動力を使用してかごを開閉するものに限る。）	作動の状況を確認する。	特殊告示第一第九号ニの規定に適合しないこと。

別表第七四(十四)の項(い)欄中「かごの着脱機構が必要なもの」を「かごが着脱するもの」に改め、同項(ろ)欄中「損耗」を「機構部」に改め、同項(に)欄中「機構部品に著しい損傷、腐食その他の劣化」を「著しい損傷又は腐食」に改め、同(十五)の項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号ニ(4)」を「特殊告示第一第九号ニ」に改め、同表五(一)の項を次のように改める。

(一)			
乗り場の操作盤	押しボタン等の取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	押しボタン等の作動の状況	作動の状況を確認する。	押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。
	表示器の状況	目視により確認する。	表示しないこと又は表示が不鮮明であること。
	破損の状況	目視及び触診により確認する。	表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。

別表第七五(二)の項(い)欄中「遮断棒」を「可動式の手すり」に改め、同項(ろ)欄中「設置及び」を削り、同項(は)欄中「遮断棒」を「可動式の手すり」に、「作動の位置」を「作動の状況」に、「触診」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号ニ(1)」を「特殊告示第一第九号ハ」に、「遮断棒」を「可動式の手すり」に改め、同(三)の項(い)欄中「ドアーロック」を「ドアロック」に改め、同項(ろ)欄中「ドアーロックの解錠状況」を「ドアロックの解錠の状況」に改め、同項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「作動する前に」を「機械的ロックがかかる前に」に改め、同(四)の項及び(五)の項を次のように改める。

(四)			
非常停止スイッチ	作動の状況	作動の状況を確認する。	制動装置告示第六第七号の規定に適合しないこと又は作動しないこと。
	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(五)			
乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置の状況	目視により確認する。	変形、摩耗、腐食等により運行に支障が生じていること。
	戸又は可動式の手すりの開閉の状況	目視及び触診により確認する。	戸又は可動式の手すりの開閉が円滑でないこと。

別表第七五(六)の項(い)欄中「及びリミットスイッチ」を「及びリミット（強制停止）スイッチ」に改め、同項(は)欄中「触診」を「目視及び触診」に改め、同項(に)欄中「平成十二年建設省告示第千四百二十三号」を「制動装置告示」に、「緩衝器」を「緩衝器」に、「ファイナルスイッチ」を「ファイナルリミットスイッチ」に、「とき」を「場合」に改め、同(七)の項(に)欄中「損傷があること又は損傷を受けるおそれ」を「損傷を受けるおそれがあること又は損傷」に、「取付部」を「移動ケーブル及びトロリーの端部」に、「確実ではなく」を「確実でなく」に、「支障をきたしている」を「支障が生ずるおそれがある」に改め、同(八)の項(い)欄中「（昇降路側壁等の囲いが必要なものに限る。）」を削り、同項(ろ)欄中「囲いの状況」を「囲いの構造及び設置の状況」に改め、同項(に)欄中「令第百二十九条の七第四号、平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号ハ(1)若しくは同号(3)の規定に適合しないこと又は昇降路壁のき裂、漏水、突出物等により利用者の安全に支障をきたすおそれがある」を「き裂又は漏水により運行に支障が生じている」に改め、同(九)の項(い)欄中「ブラケット」を「レールブラケット」に改め、同項(は)欄中「打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みが確認できる方法」を「打検等」に改め、同(十)の項(ろ)欄中「カバー」を「取付け」に改め、同項(に)欄中「又は変形、破損等により利用者の安全に支障があること」を削り、同(十一)の項(に)欄中「が接触する前に」を「を感知しても」に改め、同(十二)の項(ろ)欄中「ストッパー」を「進入防止用ストッパー」に改め、同項(は)欄中「試乗」を「かごを昇降」に、「走行し、侵入」を「かごを昇降し、進入」に改め、同表を別表第三とする。

別表第八一(一)の項(ろ)欄中「開閉器及び遮断器の」を削り、同項(は)欄中「ただし、テストボタン付きのものにあっては、テストボタンを押して作動の状況も確認する。」を削り、同項(に)欄中「又はテストボタン付きのものにおいて、テストボタンを押しても電気的に開放しないこと」を削り、同(二)の項(い)欄中「プリント」を削り、同項(ろ)欄中「（密閉型のものを除く。）」を削り、同項(に)欄中「異常な」を「著しい」に改め、同(三)の項(に)欄中「溶断電流」を「ヒューズの溶断電流」に、「制御盤」を「制御器」に、「指定する」を「指定された」に改め、同(四)の項(ろ)欄中「制御回路等」を「制御等の回路」に、「二次側が接地されており、非接地側に」を「二次側の一方が接地され、他方に」に、「直流の場合にあっては六十ボルト、交流の場合にあっては二十五ボルト以下の」を「直流六十ボルト又は交流二十五ボルト以下である」に改め、同項(に)欄中「電路」を「回路」に改め、同(七)の項(ろ)欄中「潤滑油の量」を「潤滑油の油量の状況」を加え、「（開封点検できる場合に限る。）」及び「（開封点検可能な場合に限る。）」を削り、「作動状況」を「作動の状況」に改め、同(八)の項(ろ)欄「付着状況」を「付着の状況」に改め、「（開封点検できる場合に限る。）」を削り、「除き、開封点検できるものに限る」を「除く」に改め、同項(は)欄中「聴診」を「目視及び聴診」に、「掲げるいずれかの方法」を「掲げる方法のいずれか」に、「無積載」を「無負荷」に改め、同項(に)欄中「パッドしゅう動面に」を「パッドのしゅう動面に」に、「程度の油が付着していること。ただし、ディスクのパッドしゅう動面を目視により確認できないものにあっては、ディスク外周部に油が付着している」を「おそれのある油の付着がある」に、「場合にあっては、」を「場合にあっては」に、「G、P」を「G及びP」に改め、同(九)の項(は)欄中「無積載」を「無負荷運転時」に、「速度について、」を「速度を」に改め、「又は電子式速度表示装置」を削り、同項(に)欄中「超える」を「超えている」に改め、同項を同(七)の項とし、同(十)の項を削り、同(十一)の項(ろ)欄中「処置」の下に「の状況」を加え、同項を同(十)の項とし、同項の次に次のように加える。

(十)		
駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。
		令第百二十九条の八第一項の規定に適合しないこと。